

令和4年度市・県民税申告(令和3年分所得税確定申告)について

申告書作成会場を開設します

申告書作成に相談等が必要な場合は、下記会場にお越しください。(会場以外で相談はできません)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、e-TAX(電子申告)のご利用や、郵送による提出にご協力ください。

【市役所での申告書作成会場】

時間：午前8時45分～午前11時30分 ・ 午後1時～午後4時

混雑を避けるため人数制限を設けます。混雑状況により、受付を早く締め切る場合があります。

期日	会場	対象地区	期日	会場	対象地区
2月16日 (水)	富津市役所 大会議室	小久保・岩瀬・千種新田	3月2日 ●(水)	富津市役所 大会議室	下飯野・上飯野・ 本郷・前久保・二間塚
2月17日 ●(木)		吉野・佐貴地区	3月3日 ●(木)		富津・新井 川名・篠部
2月18日 (金)	峰上地区 公民館	環・関豊地区	3月4日 (金)		青木・西川
2月21日 (月)		不入斗・長崎・横山・相川・梨沢 環・関豊地区	3月7日 (月)		大堀・新富
2月22日 ●(火)	富津市民会館	竹岡・萩生・金谷	3月8日 ●(火)		市内全域
2月24日 (木)		天羽地区全域	3月9日 ●(水)		
2月25日 ●(金)		湊・数馬・岩坂	3月10日 ●(木)		
2月28日 ●(月)		更和・加藤・台原・望井・ 桜井・海良・売津・花輪	3月11日 (金)		
3月1日 ●(火)		市内全域	3月14日 (月)		
富津市役所：下飯野2443 (80-1241)			3月15日 (火)		
富津市民会館：湊765-1 (67-3112)					
峰上地区公民館：上後300 (68-1111)					

注1 期日欄●印の日は、税務署職員が派遣されます。

注2 庁舎管理のため、午前8時以降の開錠時間までは庁舎内に入ることにはできませんのでご了承ください。

注3 混雑を避けるため、対象地区を指定しておりますが、都合がつかない場合は対象地区以外でも受付は可能です。

注4 マスクの着用や検温、手指消毒などにご協力ください。

また、37.5℃以上の発熱のある方や体調のすぐれない方は、入場をご遠慮いただきます。

【税務署による申告書作成会場】

開設期間	会場	時間
2月16日(水)～3月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。 (2月20日・2月27日は開場します)	スパークルシティ木更津4階 (木更津市富士見1-2-1)	午前8時30分から午後4時 ※入場整理券の配布状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。

【申告の要否と会場について】

裏面『申告確認フローチャート』もあわせてご確認ください

申告が不要	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等の収入が400万円以下 勤務先で年末調整されている 税制上、市内の親族の扶養となっている 		<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票の内容に控除などを追加したい場合や、その収入以外に収入がある場合は申告が必要です
	申告が必要	税務署会場でのみ相談可能	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋等に係る譲渡所得がある
市役所会場でのみ相談可能 (税務署職員の対応) ※相談内容によっては、税務署会場をご案内する場合があります。		<ul style="list-style-type: none"> 株式等の譲渡所得がある 分離課税の配当所得がある 先物取引の所得、山林所得、退職所得がある 青色申告 住宅借入金等特別控除の申告のうち、連帯債務や共有持分がある 雑損控除の確定申告 	
全日程で相談可能 (市職員で対応可能)		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在、富津市に居住し、上記以外の一定の所得がある 収入がない、または非課税所得(遺族年金・障害者年金等)のみで、税制上、市内の親族の扶養となっていない 	

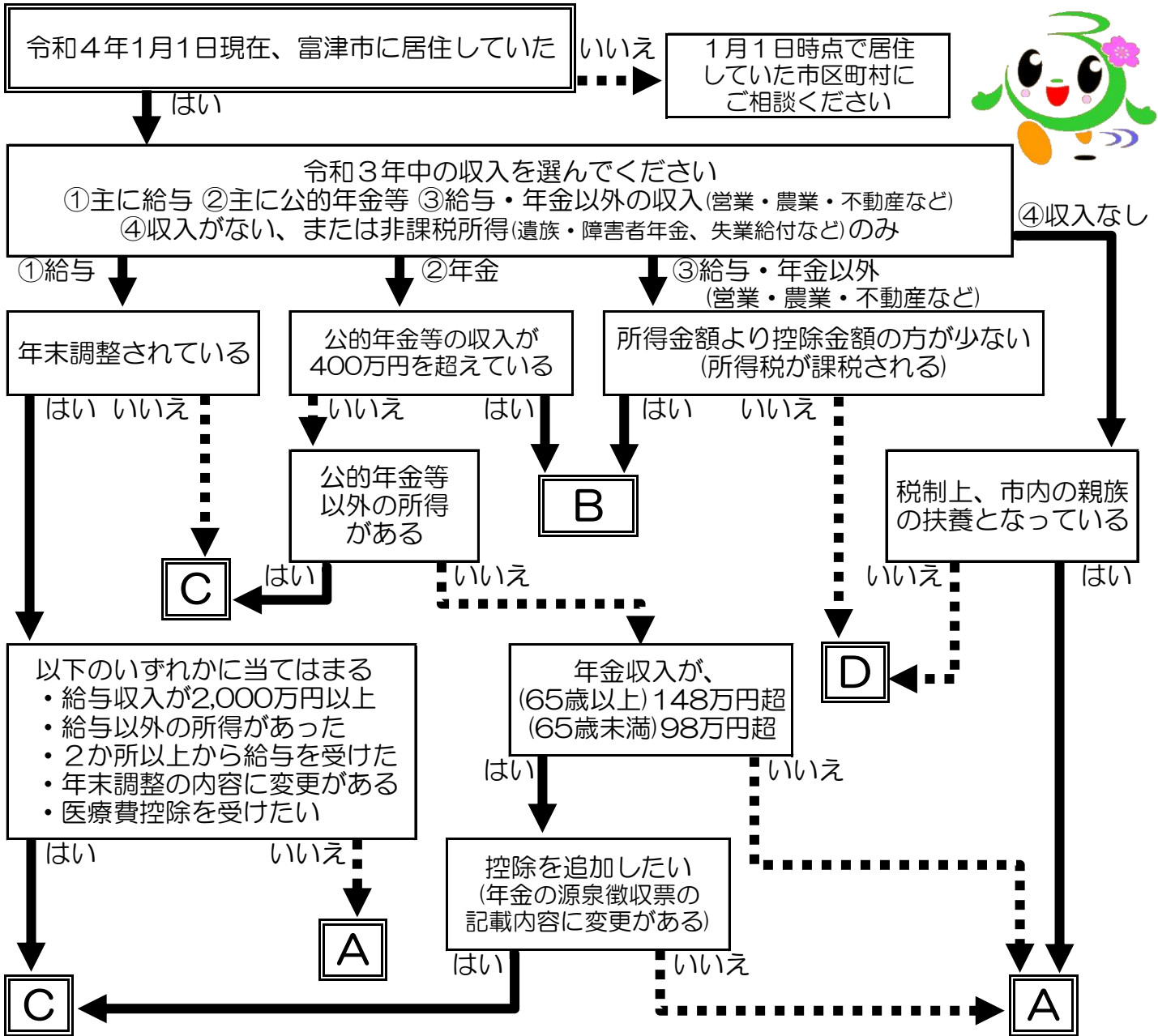
申告確認フローチャート

申告の必要性を確認するフローチャートです。概要ですので、ご不明な点はお問い合わせください。

※所得税が発生する、または所得税の還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。

還付申告の場合は、2月16日より前でも木更津税務署で相談できます。

あったかふっつ



A	⇒	申告不要
B	⇒	確定申告
C	⇒	確定申告 または 市・県民税申告
D	⇒	市・県民税申告

お問合せ先	確定申告に関すること	
	木更津税務署	0438 - 23 - 6161
	市・県民税申告に関すること	
	富津市役所課税課 市民税係	0439 - 80 - 1241

【申告に必要なもの】

- 令和3年中の収入が分かる書類（源泉徴収票、収支内訳書 など）
※前年申告した申告書等の控えがある場合はご持参ください。
- 各種控除に必要な書類（保険料控除証明書、医療費控除の明細書 など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード または 通知カードと身元確認書類 など）の写し

《所得税が還付となる場合》

- 申告者名義の口座がわかるもの（預金通帳など）

※ 相談内容に応じて、この他に書類が必要となる場合があります。